

分類	総務法務 関係	規程名	個人情報保護規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

個人情報保護規程

第一章 総則

(名称)

第1条 セレンディップ・コンサルティング株式会社（以下、「会社」という。）は、個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関連法令等を遵守し、会社を取り扱う個人情報の適切な管理を行うことにより、個人の権利および利益を保護するものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより当該個人を識別できるものまたは識別され得るものを含む。）をいう。

(2) 本人

特定の個人情報の主体となる者のことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、会社の役員、正社員、契約社員、嘱託、パートタイマーおよび臨時社員（以下「従業員等」という。）に適用する。

2 この規程に基づき保護される個人情報は、会社において業務上取り扱うすべての個人情報とする。

第二章 個人情報の取得、収集

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する。

2 取得した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と変更後の利用目的とが相当の関連を有する合理的な範囲内になければならない。

3 前項にしたがって個人情報の利用目的を変更した場合には、変更した利用目的について、本人に通知または公表しなければならない。

分類	総務法務 関係	規程名	個人情報保護規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

(適正な取得および利用目的の通知・公表)

第5条 個人情報を取得する場合、その目的の達成に必要な範囲において、適法かつ公正な手段で、これを行うものとする。

2 個人情報を取得したときには、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知または公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に通知または公表しなくてもよいものとする。

- (1) 利用目的を本人に通知または公表することによって、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用目的を本人に通知または公表することによって、会社の権利または正当な利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知または公表することによって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

3 前項の規定にかかわらず、会社が本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

第三章 個人情報の利用または第三者提供

(目的外利用の制限)

第6条 会社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第4条に定める利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないものとする。

2 第4条または前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第4条によって特定された利用目的の範囲を超える必要かつ合理的な範囲において、個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

分類	総務法務 関係	規程名	個人情報保護規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

第7条 会社は前条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとする。

2次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の第三者に該当しないものとする。

- (1) 会社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合。
- (2) 法令の定める事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
- (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いている場合。

第四章 本人の個人情報に関する権利

(個人情報に関する事項の公表)

第8条 会社は、個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 会社の名称。
- (2) 全ての保有個人情報の利用目的。（第5条第2項第1号ないし第3号に該当する場合を除く。）
- (3) 第8条第1項および第9条第1項の規定による求めに応じる手続き。
- (4) 会社が行う保有個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先。

(個人情報の開示)

第9条 会社は、本人から当該本人が識別される個人情報の開示（当該本人が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、身分証明書等によって本人である事を確認した上で、本人に対して個人情報を開示するものとする。ただし、開示することによって次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないものとする。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 他の法令に違反することとなる場合。

2前項に定める開示の方法は、書面の交付による方法とする。ただし、あらかじめ本人との間で口頭での回答による開示を合意によって定めている場合には、その方法によるものとする。

分類	総務法務 関係	規程名	個人情報保護規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

(個人情報の訂正、追加、削除、利用停止等)

第10条 会社は、本人から、書面または口頭によって、開示に係る個人情報の訂正、追加、削除、利用停止を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに必要な調査を行い、理由があることが判明した場合には、その結果に基づいて当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止等の措置を採るものとする。

2 会社は、前項に基づいた措置を採ったとき、または措置を採らない旨を決定したときは、本人に対して遅滞なくその旨（訂正または追加した場合にはその内容を含む。）に理由を付して通知するものとする。

第五章 個人情報の適正管理

(個人情報の正確性確保)

第11条 会社の保有する個人情報は、利用目的に応じ、必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(個人情報利用の安全性の確保)

第12条 会社は、その保有する個人情報について、不正アクセスおよび紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止できるよう、合理的な安全対策を講ずるものとする。

(従業員の監督)

第13条 会社は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第14条 会社は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(個人情報の廃棄、消去)

第15条 会社は、その保有する個人情報について、次のいずれかに該当する事項が起こった場合は、6ヶ月を超えて保有することがないよう、速やかに当該個人情報を確実に廃棄または消去するものとする。ただし、法令の規定により保存しなければならない場合を除く。

- (1) 利用目的を達成した場合。
- (2) 本人からの廃棄の申出があった場合。
- (3) その他会社が当該個人情報について保有する必要がないと判断した場合。

分類	総務法務 関係	規程名	個人情報保護規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

(従業員等の義務)

第16条 従業員等は、その業務を行うに当たり個人情報を収集・利用および提供する場合は、個人情報の秘密の保持のため、十分な注意を払わなければならない。

2 従業員等は、会社が保有する個人情報につき、次に掲げる行為を禁止する。

(1) 当該個人情報を許可無く第三者に知らせること。

(2) 当該個人情報を不当な目的に使用すること。

(3) 当該個人情報を業務外利用のために取得すること。

3 従業員等は、次に掲げる場合、業務を行うに当たり使用した個人情報について、速やかに会社に返還しなければならない。

(1) 利用目的を達成した場合。

(2) 当該従業員等に異動、配置転換等の就業規則に定める事項が起こった場合。

(3) 当該従業員等が就業規則の定めにより離職する場合。

(4) その他会社の判断によりその旨の指示があった場合。

第六章 個人情報保護管理組織

(個人情報保護管理組織)

第17条 会社は、個人情報を安全、確実に取り扱うため個人情報管理組織を編成する。

2 会社における個人情報管理組織の最高責任者は代表取締役とする。

3 最高責任者を補佐するため個人情報管理責任者1名および個人情報取扱管理者ならびに個人情報取扱者複数名を置く。

4 個人情報管理責任者は代表取締役が任命する。

5 代表取締役は、いつでも個人情報管理責任者を解任することができる。

6 個人情報取扱管理者および個人情報取扱者は、個人情報管理責任者が会社内の各部署から人選して任命する。

7 個人情報取扱管理者および個人情報取扱者の人数は、状況に応じて個人情報管理責任者が代表取締役の承認を得て決定する。

8 個人情報管理責任者はいつでも個人情報取扱管理者および個人情報取扱者を解任することができる。

9 代表取締役は、個人情報の取り扱いに関する苦情を適切かつ迅速に解決するため、苦情処理窓口を定め、個人情報に関する苦情に対応するものとする。

(個人情報管理責任者の職務)

第18条 個人情報管理責任者は、会社内および個人情報取扱委託先における個人情報の適正な管理、運営について必要な措置をとり、会社内外において個人情報保護に関する意識啓発を行い、個人情報取扱全般についての総括的な指揮監督を行うものとする。

分類	総務法務 関係	規程名	個人情報保護規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

2 個人情報管理責任者は、本規程の実施および運営に関する責任を負い、かつその権限を持つものとする。

3 個人情報管理責任者は、会社内における個人情報の管理運営状況について随時代表取締役報告し、必要に応じて代表取締役の命令で取締役会に報告する。

4 個人情報管理責任者は、本規程の改廃についての提案をすることができる。

(個人情報取扱管理者および個人情報取扱者の職務)

第19条 個人情報取扱管理者は、個人情報管理責任者の指揮命令に従い、個人情報管理責任者を補佐し、自部門における本規程の実施および運営に関する責任を負い、かつその権限を持つものとする。

2 個人情報取扱者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱管理者の指示に従って行動する。

3 個人情報取扱者は、職務上知った個人情報を会社内外を問わず個人情報取扱管理者の許可なく他に漏らしてはならない。

4 個人情報取扱者は、職務上知った個人情報を個人情報取扱管理者の指示以外の目的に使用してはならない。

5 個人情報取扱者は、次に掲げる場合、職務上入手した個人情報を速やかに個人情報取扱管理者に返還しなければならない。

(1) 個人情報の利用目的を達成した場合。

(2) 当該個人情報取扱者が職場移動、配置転換等により現在の職務を離れた場合。

(3) 個人情報取扱者の職を解かれた場合その他個人情報取扱管理者が必要と認めた場合。

第七章 罰則

(罰則等)

第20条 この規程およびこの規程に基づいて作成された規程に違反した従業員等は、就業規則に基づき解雇を含む懲戒の対象となる。

2 前項の違反により個人情報に重大な侵害を及ぼした場合および会社に重大な損害を与えた場合、当該従業員等は損害賠償の責めに任ずる。

第八章 雑則

(細則)

第21条 この規程を運用するために必要な細則、マニュアル等は個人情報管理責任者が代表取締役の承認を得て別途定める。

(所管部署)

分類	総務法務 関係	規程名	個人情報保護規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

第22条 この規程の所管は人事企画部とする。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、人事企画部が起案し、代表取締役の決定による。

(個人情報保護に関する基本方針宣言)

第24条 会社は、この規程の目的を達成する手段の1つとして、取締役会の決議を経て、個人情報保護に関する基本方針を定める。

2 前項の基本方針はポスター、ホームページ等の方法により会社の内外で随時人の目に触れ、閲覧できるような措置をとる。

3 基本方針は別紙のとおりとする。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日より改訂施行する。